



岩地第 44号
平成 19年 5月 8日

国土交通省道路局長 様

岩手県岩泉町

町長 伊達 勝 身



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

新緑の候、ますますご清祥のことと存じます。

日ごろから道路整備の推進につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当町は、東に太平洋を臨み、西は県都盛岡市に接する広大な地域となっており、昭和の町村合併促進法に基づき、1町5か村が合併し、ここに面積 993 平方キロメートルの岩泉町が生まれ現在に至っております。

町では、町づくりの視点として「本物」「共生」「環境」「教育」の4つの視点を、あるべき岩泉の自治の姿として念頭に置きながら「日本一のまちづくり」を目指し、全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、公共交通機関に恵まれず、移動手段を自動車に依存しなければならない状況にあります。依然として道路整備が遅れており、生活道路の面においても一層の道路整備の推進を図る必要があります。

つきましては、道路整備中期計画につきまして、別紙のとおり意見を申し上げますので、ご理解を頂き、実現されますようお願い申し上げます。

中期的な計画の作成にあたっての意見について

1 重点化を勧める上での特に優先度の高い政策について

- ・一点目として、「三陸沿岸地域のネットワークが繋がっていない高規格道路の整備による安全で豊かな暮らしの実現」

本町の場合、隣接市町村への所要時間が1時間以上を要し、特に県都盛岡市へは、2時間を要す広大な地域となっており、救急患者の救命率の向上や農林水産物、工場の資材製品等の輸送コスト削減、観光客の誘導など医療の充実や産業振興のため整備の促進を図る必要があります。また近い将来、地震発生確立の高さが指摘されていることから地震、津波被害への備えからも、緊急連絡道路として早急に高規格道路の整備を図る必要があります。

- ・二点目として、「高規格道路とアクセスする道路網の整備」

生活活動や生産活動に係る移動は、自動車に依存しなければならない当町において、生活道路や隣接市町村及び高規格道路を結ぶ安全で利便なアクセス道路の整備が必要であります。

- ・三点目として、「通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備」

1町5か村が合併した当町の中心部以外は、集落が広範囲に点在しており、利用している道路は、ほとんどが未整備の状況にあります。町内はもとより、隣接市町村への通勤、通院者等の安全確保や利便の向上のためにも生活幹線道路の整備を図る必要があります。

2 効率化を徹底的に進める上で重視すべきことについて

- ・「入札契約の適正化など事業の透明性を確保」

公共工事の入札をめぐる不祥事が相次ぎ発生しているなか、発注機関では、談合をしにくくするという一方で、一般競争入札の導入と指名業者の増加の措置をとり、また価格だけでなく技術面でも評価する「総合評価方式」を採用ということで入札契約が改善されておりますが、さらに大規模な工事につきましては「設計施工発注方式」を検討する必要があるのではと考えております。

3 その他、道路政策や道路の整備・管理全般について

- ・道路政策や道路の整備につきましては、都市部が優先され、地方部が取残されてきた思いを強く感じています。人口や交通量の多い都市部の事情も理解できますが、公共交通機関に恵まれない地方部の事情もご理解頂き、道路整備の推進を図っていただきたく要望いたします。

- ・管理全般につきましては、町道が改良整備をしてから相当の年数が経過し、舗装の老朽化が進み修繕が必要な状況にあります。これの手立てとして地方道路交付金事業(維持修繕)の継続と予算枠の拡大を要望いたします。